

船橋市自殺対策計画の計画期間延長について

1 計画の概要

計画名称	船橋市自殺対策計画（以下、「自殺対策計画」という。）
位置づけ	自殺対策基本法第13条第2項に基づき、国の自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策について計画を定めることが義務付けられている。
現行計画の期間	平成31年度～令和5年度（5か年計画。計画期間に法的な定めはない。）

2 計画期間について

計画期間を1年延長し、終期を令和6年度とする。

年度		令和4	令和5	令和6	令和7
国	健康日本21	第2次		第3次	
	自殺総合対策大綱	(見直し)			
県	健康ちば21	第2次		第3次	
	千葉県自殺対策推進計画	第2次	(中間見直し)		
市	ふなばし健やかプラン21	第2次			
	船橋市自殺対策計画	平成31年～令和5年	1年延長 (予定)		次期

3 計画期間を延長する理由

- ①自殺対策計画は、ふなばし健やかプラン21(以下、「健康増進計画」という。)と推進体制及び目標項目(自殺死亡率)が共通し、自殺の主な原因として健康問題が最多であることなどから、総合的かつ効果的に健康増進と自殺対策に取り組むため、次期健康増進計画と統合して策定することが望ましいと考える。
- ②令和4年度に国の自殺総合対策大綱が見直され、令和5年度に第2次千葉県自殺対策推進計画が見直されること、及び令和6年度から国の健康日本21(第3次)及び県の健康ちば(第3次)が開始することから、国及び千葉県の動向を勘案して策定する必要がある。
- ③現行の自殺対策計画の終期は令和5年度であるが、現行の健康増進計画の終期が令和6年度のため、空白期間が生じないよう、計画期間を1年間延長することで対応する。
- ④令和5年8月8日に開催した令和5年第1回船橋市自殺対策連絡会議及び同月10日に開催した令和5年度第1回ふなばし健やかプラン21推進評価委員会において、健康増進計画と自殺対策計画の統合(案)について委員へ報告したところ、特段の意見はなく、統合する方向で承諾いただいた。

4 令和6年度の運用について

- ①現行の自殺対策計画では、自殺死亡率を数値目標とし、基本施策に紐づく事業を中心に推進しており、外部の有識者等で構成する船橋市自殺対策連絡会議において基本施策に紐づく事業の進捗管理及び施策の評価等を行っている。
- ②令和6年度は、現行の自殺対策計画の数値目標を変更しない。これは、現行の健康増進計画の数値目標でもある「自殺死亡率」を一体的に評価するためである。また、現行の各計画の評価指標についても令和6年度の評価指標としながら、引き続き施策に紐づく事業を推進するとともに、目標達成状況やこれまでの取り組みについての評価及び次期計画策定を健康増進計画と一体的に実施する。

5 自殺対策計画と健康増進計画の統合による効果

- ①市の健康増進・自殺対策に関する目標指標を統一することで、施策や推進状況を一体的に市民へ公表することが可能となり、また市民と共に目指す目標達成状況を確認しながら、今まで以上に推進することができる。
- ②計画策定及び推進評価を担う会議体が統合することで、健康増進及び自殺対策の関係団体との連携体制が構築でき、総合的かつ効果的に推進できる。なお、庁内の関係部所で構成される会議体についても同様に統合する。

